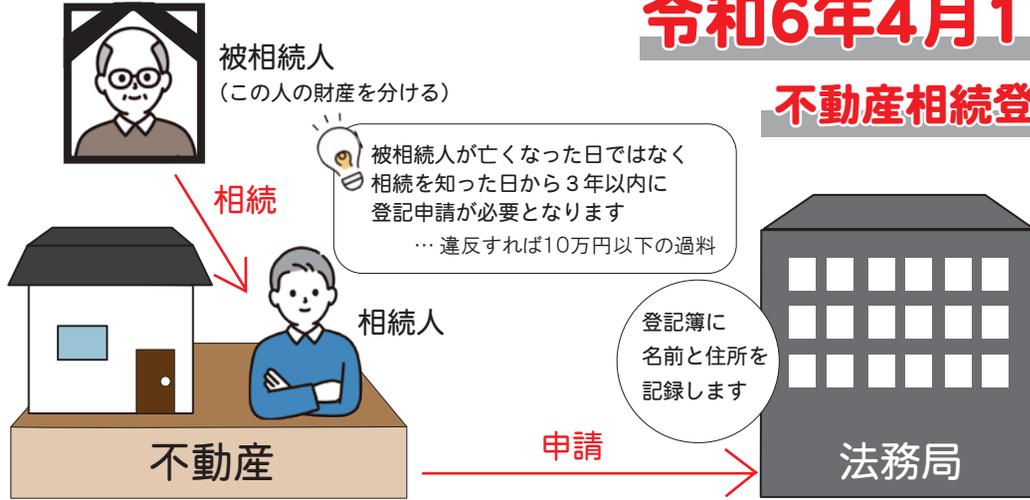


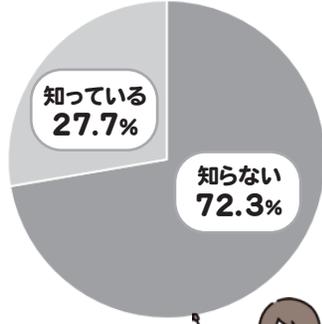
およそ4人に3人は、まだ知らない。 来年始動、相続登記義務化。

令和6年4月1日より

不動産相続登記が義務化となります



相続義務化の認知率



2023年3月
日本司法書士会連合会
40～60代 600名に対する調査より

どんな手続きをすればいいの!?

【相続登記の手順】

① 相続する不動産を確認する

管轄の法務局にて登記事項証明書を取得し、権利関係などの情報を確認しましょう。

② 遺言または遺産分割協議で引き継ぐ人を決める

遺言書があれば、遺言書が優先。遺言分割協議書は相続人全員の署名・捺印が必要です。

③ 相続登記に必要な書類を集め、作成する

亡くなった人の戸籍関係書類や、固定資産税の評価証明書などを取得します。

登記申請書は、法務局のホームページからダウンロード出来ます。

④ 管轄の法務局へ申請する

登記申請書と添付書類一式を提出します。登記申請には登録免許税の納付も必要です。

審査後、1週間から10日程で登記完了します。

※ 相続登記は、司法書士に依頼することも可能ですが、司法書士への報酬(平均6～10万円)が別途必要となります。

無料相談 承ります



少しでも出費を抑えて自分で手続きしたい方
手続きで分からないこと、不安なことは是非名酒コンサルタントへご相談ください。

不動産の
即金買取
名酒コンサルタント
0120-56-9367

【本社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 059-352-7100
FAX 059-56-9368

【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 059-81-5633
TEL 059-81-5636
FAX 059-81-5638

今週のコラム

相続した物件に住んでいる人必見!?

相続した物件に居住をしてお家を売却する場合、「3,000万円の譲渡所得の特別控除特例」を適用できます。譲渡所得とはお家を売却して「利益」が出た時にかかる税金のことです。売却による利益が3,000万円までであれば非課税となります。*多くの場合3,000万円以下のケースが多い為、非課税となれば大きな節税とつながります。特例には適用要件がございます。詳細は国税庁ホームページなどで確認下さい。

※ 三重県の場合



バックナンバー

過去の記事をご覧ください



- *【3月4日号】 不動産は「元気なうちに現金に!」
- *【3月18日号】 「残された妻や子を襲う空家管理の恐怖…?」
- *【4月8日号】 「今年のGWは草刈りorレジャー?」
- *【4月22日号】 「不動産相続の沼!? 固定資産税 地獄」
- *【5月27日号】 あなたの空家は大丈夫? 今すぐチェック!
- *【6月17日号】 不動産相続…あなたはどうか考えますか?
- *【8月12日号】 お盆 家族会議のチャンス到来
- *【10月14日号】 残す? 残さない? 子や孫の為に出来る事

相続買取 相談会

開催中

お問合せは
名酒コンサルタント
下記フリーダイヤルへ

メイシコンサルタント 検索 (株)名酒コンサルタント ☎ 0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100